

おくやみ ハンドブック

みよし市

～死亡届に伴う手続きのご案内～

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。

こちらは、今後ご遺族の方が行う手続きをまとめたハンドブックです。

少しでもご遺族の方のお役に立てれば幸いです。

くらしのなんでも相談室(おくやみコーナー)のご案内

《ご予約ください》 ☎0561-32-8012 / 受付は開庁日の9:00～17:00

《ご利用日》 毎週火・水・木(閉庁日を除く)

《ご利用時間》 9:00、10:30、13:30、15:00

《場所》 みよし市役所1階市民課

○3開庁日前までにご予約をお願いします。

○おくやみコーナーを利用せずに、直接各担当窓口で
手続きをしていただくことも可能です。

令和8(2026)年度



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年5月発行
発行:みよし市
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

市役所での主な手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主が亡くなり、同世帯員が複数いる	●世帯主変更		☐	市民課	3
	印鑑登録をしている	●印鑑登録証(カード)の返納		☐		3
	マイナンバーカード及び通知カードを持っている	返納の手続きは不要です。 大切に保管してください。		☐		3
年金	国民年金に加入している	年金事務所へ直接お問い合わせください。		☐	-	4
	国民年金または厚生年金を受給している	年金事務所へ直接お問い合わせください。		☐	-	4
	共済年金を受給している	各共済組合へ直接お問い合わせください。		☐	-	4
	農業者年金を受給している	お近くのJAへ直接お問い合わせください。		☐	-	4
健康保険	国民健康保険に加入している または故人が世帯主で、 世帯に国民健康保険加入者がいる	●国民健康保険資格喪失届の提出/ 各種証の返納 ●葬祭費の支給申請(申請者は喪主) ●世帯主変更		☐	保険健康課	5
	後期高齢者医療制度に加入している	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請(申請者は喪主)		☐		5
	福祉医療費を受給している	●資格喪失届の提出/受給者証の返納		☐		5
高齢者福祉サービス	▼次のいずれかを利用している 緊急通報システム、認知症高齢者等 あんしん補償事業、見守りスマート タグ貸与事業、認知症高齢者等家族 支援サービス事業、家族介護用品 支給事業、在宅介護者等介護手当 支給事業、ひとり暮らし高齢者等 登録事業、高齢者配食サービス事業、 高齢者等移動支援事業	●緊急通報装置の撤去・返還 ●認知症高齢者等あんしん補償事業 登録取消申請書の提出 ●見守りスマートタグ貸与事業利用廃止 申請書の提出 ●認知症高齢者等家族支援サービス 事業利用廃止申請書の提出 ●家族介護用品支給廃止届の提出 ●在宅介護者等介護手当受給資格喪失届の提出 ●ひとり暮らし高齢者等登録廃止届の提出 ●高齢者配食サービス事業利用廃止届の提出 ●高齢者等タクシー料金助成資格喪失届の提出		☐	長寿介護課	6
介護保険	65歳以上	●介護保険料等の支払及び受領に 関する代表人届の提出 ●各種証の返納 ●介護保険認定申請取下申請書の提出 (暫定サービス利用中の方はお申し出ください)		☐	長寿介護課	6
	介護認定を受けている 40歳以上の方	●各種証の返納 ●介護保険認定申請取下申請書の提出 (暫定サービス利用中の方はお申し出ください)		☐	長寿介護課	7
障がい者福祉	▼次のいずれかを所有している 身体障がい者手帳、療育手帳、精神 障がい者保健福祉手帳	●身体障がい者手帳の返納 ●療育手帳の返納 ●精神障がい者保健福祉手帳の返納		☐	福祉課	7
	▼次のいずれかを受給している 特別障がい者手当、障がい児福祉 手当、愛知県在宅重度障がい者手当、 みよし市在宅心身障がい者扶助費、 特別児童扶養手当、 難病患者等見舞金及び交通費、 障がい福祉サービス	●特別障がい者手当、障がい児福祉手当 喪失届の提出 ●愛知県在宅重度障がい者手当喪失届の提出 ●みよし市在宅心身障がい者扶助費喪失届の提出 ●特別児童扶養手当喪失届の提出 ●難病患者等見舞金及び交通費喪失届の提出 ●福祉サービス受給者証等の返納		☐	福祉課	7

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
障がい者福祉	自立支援医療受給者証(精神通院)を持っている	●受給者証返還届の提出		☐	福祉課	8
税金	市税の課税状況や所有固定資産等の確認をしたい	-		☐	税務課	8
	市県民税・森林環境税、軽自動車税、固定資産税を納めている	●所有固定資産がない: 相続人代表者指定届の提出 ●所有固定資産がある: 相続人代表者指定届・固定資産 現所有者申告書の提出		☐	税務課	8
	未登記家屋を所有している	●未登記家屋所有者(納税義務者) 変更届の提出		☐	税務課	8
自動車・バイク	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	●廃車・名義変更		☐	税務課	9
こども	児童手当 (受給者が亡くなられた)	●受給資格喪失・未支払請求 ●認定請求(受給者の配偶者または児童 の養育者が申請)(申請者が公務員の 場合は勤務先へ申請してください)		☐	こども政策課	9
	児童手当 (受給者の配偶者が亡くなられた)	●世帯員の変更		☐	こども政策課	9
	児童手当 (支給対象児童が亡くなられた)	●受給資格喪失または減額改定		☐	こども政策課	10
	児童扶養手当・愛知県遺児手当・ みよし市遺児手当 (受給者が亡くなられた)	●受給資格者死亡届・未支払請求		☐	こども政策課	10
	児童扶養手当・愛知県遺児手当・ みよし市遺児手当 (支給対象児童が亡くなられた)	●受給資格喪失または減額改定		☐	こども政策課	10
	児童扶養手当・愛知県遺児手当・ みよし市遺児手当 (配偶者が亡くなられたことにより、 ひとり親となった)	●児童扶養手当・愛知県遺児手当・ みよし市遺児手当の認定請求		☐	こども政策課	11
下水道	井戸水を使用中の下水道使用者である	●世帯構成人員変更		☐	下水道課	11
ごみ	ごみの処理(持込)が必要	●東郷美化センターへ直接搬入		☐	生活環境課	11
し尿	し尿汲取をしている	●し尿汲取変更申込書の提出 ●汲取手数料振替口座名義の変更		☐	生活環境課	11
畜犬	犬を飼っている	●犬の登録事項変更届の提出		☐	生活環境課	12
霊園	みよし市やすらぎ霊園の使用者である	●使用権の承継の申請 ●管理料振替口座名義の変更		☐	生活環境課	12
市営住宅	市営住宅に入居している	●入居承継 ●住宅返還 ●住宅異動(同居人が亡くなられた)		☐	都市計画課	12
農地	農地を相続した	●農地法第3条の3第1項の規定による 届出書の提出		☐	農業委員会 事務局 (産業振興課内)	13
森林	森林を相続した	●森林法第10条の7の2第1項の規定に よる届出書の提出		☐	産業振興課	13

みよし市
密着

弁護士法人 みよし総合法律事務所

この度はお悔み申し上げます

「相続手続きの仕方が分からない」
「トラブルにならないように解決したい」
「何から手を付けていいのか分からない」

このようなご不安をお持ちの方が多くいます。
みなさまの複雑な問題やデリケートな問題にも寄り添い、
信頼関係を大切にした対応をいたします。
弁護士歴10年目以上の弁護士2名在籍 ※2023年2月現在
みよし市内に2カ所の事務所があり、税理士、司法書士など
提携の各種士業と一体となりワンストップでの解決へ導きます。



業務内容

▶相続手続き・名義変更手続きサポート

遺された財産について調査を行い、必要な書類を手配して、名義変更手続きをサポートします。

▶遺留分

遺言書があるとき、遺留分を請求したい、遺留分を請求された場合のサポートをします。

▶遺言作成

相続人でトラブルにならないよう事前の準備をサポートします。

▶遺産分割

相続人間で話し合いがまとまらない、疎遠な相続人がいる、そのような場合に遺産分割に関する協議や調停のサポートをします。

▶使途不明金問題

亡くなった方名義の預金口座から多額の引出しが行われている場合、その解決のサポートをします。

▶相続放棄

亡くなった方に多額の借金がある場合などの相続放棄手続きのサポートをします。

まずはお気軽にご相談くださいませ。【相談のご予約】お待ちしております。

平日夜間・土日 対応可能

営業時間▶ 平日 9時30分～19時00分

初回法律相談
予約制

1時間 無料

出張相談も対応

弁護士法人
みよし総合
法律事務所

本部 弁護士 伊藤健二

〒470-0224 みよし市三好町上222番地1
みよし市役所 徒歩5分

☎0561-42-7183

三好ヶ丘事務所 弁護士 相馬信子

〒470-0202 みよし市三好丘2丁目6番地4 C&Cビル3階
三好ヶ丘駅 徒歩5分

☎0561-56-8712



HPはこちら

世帯主が亡くなり、同世帯員が複数いる

世帯主が亡くなると新たに世帯主を設定することになります。

故人に配偶者がいる場合は配偶者、いない場合は子を自動的に新しい世帯主とします。

世帯主を変更する場合は、故人と同世帯の方が「世帯主変更」の手続きをしてください。

外国籍の方は新世帯主との続柄を証明するものが必要です。

手続き・持ち物

- ☐ 窓口に来る方の本人確認書類(マイナンバーカード等)
※窓口に来る方が別世帯の場合は委任状が必要です。

受付窓口

市民課(市役所1階2番窓口) TEL 0561-32-8012

期限

すみやかに

印鑑登録をしている

故人の印鑑登録は自動的に廃止となります。お手元に印鑑登録証(カード)がありましたら、返納してください。

手続き・持ち物

- ☐ 故人の印鑑登録証(カード)

受付窓口

市民課(市役所1階2番窓口) TEL 0561-32-8012

期限

すみやかに

マイナンバーカード及び通知カードを持っている

返納の手続きは不要です。

登録は廃止されますが、死亡後の手続きでマイナンバーが必要な場合がありますので、大切に保管してください。

受付窓口

市民課(市役所1階2番窓口) TEL 0561-32-8012



国民年金に加入している

手続き・持ち物 年金事務所へ直接お問い合わせください。

受付窓口 豊田年金事務所 TEL 0565-33-1123

国民年金または厚生年金を受給している

手続き・持ち物 年金事務所へ直接お問い合わせください。

受付窓口 豊田年金事務所 TEL 0565-33-1123



共済年金を受給している

手続き・持ち物 各共済組合へ直接お問い合わせください。

農業者年金を受給している

農業者年金を受給している方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

● 農業者年金死亡届の提出

- ☐ 年金証書 ☐ 受給者の死亡日が確認できる住民票の写し等
- ☐ 未支給・死亡一時金の受け取り対象となる場合、
生計を同じくしていたことがわかるもの

受付窓口 お近くのJA(本・支店)

期限 すみやかに

国民健康保険に加入している

または故人が世帯主で、世帯に国民健康保険加入者がいる

故人が世帯主であった場合、世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合には手続きが必要です(世帯主変更の手続き)。

手続き・持ち物

●国民健康保険資格喪失届の提出/各種証の返納

- ☐ 資格確認書
- ☐ 国民健康保険限度額適用認定証等

●葬祭費の支給申請(申請者は喪主)

- ☐ 会葬礼状または葬儀の領収書等
- ☐ 口座のわかるもの

●世帯主変更

- ☐ 資格確認書
- ☐ 国民健康保険限度額適用認定証等

受付窓口

保険健康課 国民健康保険担当(市役所1階3番窓口)
TEL 0561-32-8011

期限

14日以内 期限内に来庁できない場合はご相談ください。

後期高齢者医療制度に加入している

相続人と喪主が異なる場合は相続人のお手続きが必要になる場合があります。

手続き・持ち物

●各種証の返納

- ☐ 資格確認書
- ☐ 特定疾病療養受領証

●葬祭費の支給申請(申請者は喪主)

- ☐ 会葬礼状または葬儀の領収書等
- ☐ 喪主の口座のわかるもの
- ☐ 喪主の方以外の手続きの場合は委任状

受付窓口

保険健康課 医療年金担当(市役所1階3番窓口)
TEL 0561-32-8016

期限

14日以内 期限内に来庁できない場合はご相談ください。

福祉医療費を受給している

子ども医療費・ひとり親家庭等医療費・障がい者医療費・後期高齢者福祉医療費受給資格のある方

手続き・持ち物

- 資格喪失届の提出/受給者証の返納
- ☐ 福祉医療費受給者証

受付窓口

保険健康課 医療年金担当(市役所1階3番窓口)
TEL 0561-32-8016

期限

すみやかに

▼次のいずれかを利用している

緊急通報システム、認知症高齢者等あんしん補償事業、見守りスマートタグ貸与事業、認知症高齢者等家族支援サービス事業、家族介護用品支給事業、在宅介護者等介護手当支給事業、ひとり暮らし高齢者等登録事業、高齢者配食サービス事業、高齢者等移動支援事業

廃止の手続きが必要です。窓口で廃止届を提出、その他に必要な持ち物は下記のとおりです。

手続き・持ち物

- 緊急通報装置の撤去・返還
 - ☐ 撤去した装置
- 認知症高齢者等あんしん補償事業登録取消申請書の提出
- 見守りスマートタグ貸与事業利用廃止申請書の提出
 - ☐ スマートタグ ☐ スマートタグを登録したスマートフォン
- 認知症高齢者等家族支援サービス事業利用廃止申請書の提出
- 家族介護用品支給廃止届の提出
 - ☐ 給付券(給付券支給の方のみ)
- 在宅介護者等介護手当受給資格喪失届の提出
 - ☐ ご家族様等の口座のわかるもの(通帳、キャッシュカード等)
- ひとり暮らし高齢者等登録廃止届の提出
 - ☐ 高齢者世帯登録の方は、同居人の変更届の提出
- 高齢者配食サービス事業利用廃止届の提出
- 高齢者等タクシー料金助成資格喪失届の提出
 - ☐ 交付されたタクシー料金助成利用券

受付窓口

長寿介護課(市役所1階4番窓口) TEL 0561-32-8009

期限

すみやかに

65歳以上

手続き・持ち物

- 介護保険料等の支払及び受領に関する代表人届の提出
 - ☐ ご家族様等の口座のわかるもの(通帳、キャッシュカード等)
- 各種証の返納
 - ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 負担割合証 ☐ 負担限度額認定証
- 介護保険認定申請取下申請書の提出(暫定サービス利用中の方はお申し出ください)

受付窓口

長寿介護課(市役所1階4番窓口) TEL 0561-32-8009

期限

すみやかに

介護認定を受けている40歳以上の方

手続き・持ち物

●各種証の返納

☐ 介護保険被保険者証 ☐ 負担割合証 ☐ 負担限度額認定証

●介護保険認定申請取下申請書の提出(暫定サービス利用中の方はお申し出ください)

受付窓口

長寿介護課(市役所1階4番窓口) TEL 0561-32-8009

期限

すみやかに

▼次のいずれかを所有している

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

手続き・持ち物

●身体障がい者手帳の返納 ☐ 身体障がい者手帳

●療育手帳の返納 ☐ 療育手帳

●精神障がい者保健福祉手帳の返納 ☐ 精神障がい者保健福祉手帳

受付窓口

福祉課(市役所1階5番窓口) TEL 0561-32-8010

期限

すみやかに

▼次のいずれかを受給している

特別障がい者手当、障がい児福祉手当、愛知県在宅重度障がい者手当、みよし市在宅心身障がい者扶助費、特別児童扶養手当、難病患者等見舞金及び交通費、障がい福祉サービス

手続き・持ち物

●特別障がい者手当、障がい児福祉手当喪失届の提出

☐ 未払い手当受取者の口座番号がわかるもの

●愛知県在宅重度障がい者手当喪失届の提出

☐ 未払い手当受取者の口座番号がわかるもの

●みよし市在宅心身障がい者扶助費喪失届の提出

☐ 未払い手当受取者の口座番号がわかるもの

●特別児童扶養手当喪失届の提出

☐ 未払い手当受取者の口座番号がわかるもの

●難病患者等見舞金及び交通費喪失届の提出

☐ 未払い手当受取者の口座番号がわかるもの

●福祉サービス受給者証等の返納

☐ 福祉サービス受給者証 ☐ 地域生活支援サービス受給者証

受付窓口

福祉課(市役所1階5番窓口) TEL 0561-32-8010

期限

すみやかに

自立支援医療受給者証(精神通院)を持っている

手続き・持ち物

- 受給者証返還届の提出
- ☐ 自立支援医療受給者証(精神通院)

受付窓口

福祉課(市役所1階5番窓口) TEL 0561-32-8010

期限

すみやかに

市税の課税状況や所有固定資産等の確認をしたい

故人の市県民税・森林環境税、軽自動車税、固定資産税の課税状況をお伝えします。

手続き・持ち物

- ☐ 窓口に来る方と故人との関係が分かる戸籍(除籍)謄本等
(市内で世帯が同じ場合は不要)
- ☐ 窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証等)

受付窓口

税務課 市民税・軽自動車税担当(市役所2階9番窓口) TEL 0561-32-8003
税務課 固定資産税担当(市役所2階9番窓口) TEL 0561-32-8019

市県民税・森林環境税、軽自動車税、固定資産税を納めている

相続人代表者の指定をしてください。

手続き・持ち物

- **所有固定資産がない**: 相続人代表者指定届の提出
- **所有固定資産がある**: 相続人代表者指定届・固定資産現所有者申告書の提出

受付窓口

税務課 市民税担当(市役所2階9番窓口) TEL 0561-32-8003
税務課 固定資産税担当(市役所2階9番窓口) TEL 0561-32-8019

期限

すみやかに

未登記家屋を所有している

未登記家屋の所有者を変更してください。

手続き・持ち物

- **未登記家屋所有者(納税義務者)変更届の提出**
- ☐ 各種添付書類(申請方法により異なります。
詳しくは税務課へお問い合わせください。)

受付窓口

税務課 固定資産税担当(市役所2階9番窓口) TEL 0561-32-8019

期限

新所有者決定後すみやかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

廃車または名義変更をしてください。

手続き・持ち物

●廃車・名義変更

- ☐ ナンバープレート(ナンバーを変えずに名義変更する場合は不要)
- ☐ 窓口に来る方と故人との関係がわかる戸籍(除籍)謄本等
(市内で世帯が同じ場合は不要)
- ☐ 窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証等)

受付窓口

税務課 軽自動車税担当(市役所2階9番窓口) TEL 0561-32-8003

期限

すみやかに

児童手当(受給者が亡くなった)

児童手当を受給されている方(受給者)が亡くなった場合、下記の手続きが必要です。

(個別の状況により、手続きに必要な持ち物が異なりますので、事前にこども政策課までお問い合わせください。)

手続き・持ち物

●受給資格喪失・未支払請求

- ☐ 対象児童名義の通帳またはキャッシュカード

●認定請求(受給者の配偶者または児童の養育者が申請) (申請者が公務員の場合は勤務先へ申請してください)

- ☐ 申請者名義の通帳またはキャッシュカード
- ☐ 申請者のマイナンバーが確認できるもの
- ☐ 申請者の本人確認書類(運転免許証等)

受付窓口

こども政策課(市役所2階7番窓口) TEL 0561-32-8034

期限

亡くなった日の翌日から数えて15日以内
(15日目が土日祝日のときは、翌開庁日まで)

※手続きが遅れると、手当を返還していただく月が発生することがあります。

児童手当(受給者の配偶者が亡くなった)

児童手当を受給されている方(受給者)の配偶者が亡くなった場合、下記の手続きが必要です。

(個別の状況により、手続きに必要な持ち物が異なりますので、事前にこども政策課までお問い合わせください。)

手続き・持ち物

●世帯員の変更

- ☐ 受給者の本人確認書類(運転免許証等)

受付窓口

こども政策課(市役所2階7番窓口) TEL 0561-32-8034

期限

亡くなった日の翌日から数えて15日以内
(15日目が土日祝日のときは、翌開庁日まで)

児童手当(支給対象児童が亡くなられた)

児童手当の支給対象児童が亡くなられた場合、下記の手続きが必要です。

(個別の状況により、手続きに必要な持ち物が異なりますので、事前にこども政策課までお問い合わせください。)

手続き・持ち物

● 受給資格喪失または減額改定

☐ 受給者の本人確認書類(運転免許証等)

受付窓口

こども政策課(市役所2階7番窓口) TEL 0561-32-8034

期限

亡くなられた日の翌日から数えて15日以内

(15日目が土日祝日のときは、翌開庁日まで)

※手続きが遅れると、手当を返還していただく月が発生することがあります。

児童扶養手当・愛知県遺児手当・みよし市遺児手当 (受給者が亡くなられた)

児童扶養手当・愛知県遺児手当・みよし市遺児手当を受給されている方(受給者)が亡くなられた場合、下記の手続きが必要です。(個別の状況により、手続きに必要な持ち物が異なりますので、事前にこども政策課までお問い合わせください。)

手続き・持ち物

● 受給資格者死亡届・未支払請求

☐ 対象児童名義の通帳またはキャッシュカード ☐ 児童扶養手当証書

受付窓口

こども政策課(市役所2階7番窓口) TEL 0561-32-8034

期限

亡くなられた日の翌日から数えて14日以内

(14日目が土日祝日のときは、翌開庁日まで)

※手続きが遅れると、手当を返還していただく月が発生することがあります。

児童扶養手当・愛知県遺児手当・みよし市遺児手当 (支給対象児童が亡くなられた)

児童扶養手当・愛知県遺児手当・みよし市遺児手当の支給対象児童が亡くなられた場合、下記の手続きが必要です。(個別の状況により、手続きに必要な持ち物が異なりますので、事前にこども政策課までお問い合わせください。)

手続き・持ち物

● 受給資格喪失または減額改定

☐ 受給者の本人確認書類(運転免許証等) ☐ 児童扶養手当証書

受付窓口

こども政策課(市役所2階7番窓口) TEL 0561-32-8034

期限

すみやかに

※手続きが遅れると、手当を返還していただく月が発生することがあります。

児童扶養手当・愛知県遺児手当・みよし市遺児手当 (配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親となった)

父または母が亡くなられたことでその配偶者または児童の養育者に受給資格が発生する場合、下記の手続きが必要です。
(個別の状況により、手続きに必要な持ち物が異なりますので、事前にこども政策課までお問い合わせください。)

手続き・持ち物

●児童扶養手当・愛知県遺児手当・みよし市遺児手当の認定請求
個別の状況により異なるため、下記にお問い合わせください。

受付窓口

こども政策課(市役所2階7番窓口) TEL 0561-32-8034

期限

すみやかに

井戸水を使用中の下水道使用者である

井戸水と下水道を使用している家庭で、故人が構成人員に含まれる場合次の手続きをしてください。
使用開始届等の様式は下水道課ホームページに掲載しています。

手続き・持ち物

●世帯構成人員変更

☐ 使用開始等届 ☐ 世帯全員の住民票(コピーでも可)

受付窓口

下水道課(市役所4階17番窓口) TEL 0561-32-8022

期限

すみやかに

ごみの処理(持込)が必要

尾三衛生組合東郷美化センターへ個人で搬入することができます。

手続き・持ち物

●東郷美化センターへ直接搬入

☐ 市内に在住していることが確認できるもの(運転免許証等)
☐ 処理料

受付窓口

尾三衛生組合東郷美化センター TEL 0561-38-2226(予約不要)

期限

なし

し尿汲取をしている

し尿の汲み取りをしていた方が亡くなられた場合、手続きが必要です。

手続き・持ち物

●し尿汲取変更申込書の提出

●汲取手数料振替口座名義の変更

☐ 振替口座のわかるもの ☐ 銀行等届出印

受付窓口

生活環境課(市役所3階12番窓口) TEL 0561-32-8018

期限

すみやかに

犬を飼っている

犬の飼い主だった方が亡くなられた場合、手続きが必要です。

手続き・持ち物

●犬の登録事項変更届の提出

受付窓口

生活環境課(市役所3階12番窓口) TEL 0561-32-8018

期限

すみやかに

みよし市やすらぎ霊園の利用者である

やすらぎ霊園の利用者が亡くなられた場合、手続きが必要です。

手続き・持ち物

●使用権の承継の申請

- ☐ 使用許可証 ☐ 承継者の住民票の写し ☐ 承継者の戸籍謄本
☐ 承認許可申請書

●管理料振替口座名義の変更

- ☐ 振替口座のわかるもの ☐ 銀行等届出印

受付窓口

生活環境課(市役所3階12番窓口) TEL 0561-32-8018

期限

すみやかに

市営住宅に入居している

入居者(入居契約者及び同居人)が亡くなられた場合、手続きが必要です。

(入居者の契約状況により、必要な手続きが異なりますので、生活環境課までお問い合わせください。)

手続き・持ち物

●入居承継(入居契約者が亡くなられ、引き続き居住する)

- ☐ 住民票の除票 ☐ 入居承継承認申請書

※遺族の方に承継できない場合もあります。

●住宅返還(入居契約者が亡くなられ、退去する)

- ☐ 住宅返還届

※立ち合いによる退去検査が必要です。

●住宅異動(同居人が亡くなられた)

- ☐ 住民票の除票 ☐ 住宅異動届

受付窓口

都市計画課(市役所4階18番窓口) TEL 0561-32-8021

期限

すみやかに

農地を相続した

故人が農地を所有していた場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

● 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出

□ 相続した農地の所在がわかるもの（例）不動産登記事項証明書

受付窓口

農業委員会事務局（産業振興課内）（市役所4階14番窓口）

TEL 0561-32-8015

期限

権利取得（相続登記）後すみやかに

森林を相続した

故人が森林を所有していた場合、次の手続きをしてください。

届出が不要な場合もありますので、ご提出前にご確認ください。

手続き・持ち物

● 森林法第10条の7の2第1項の規定による届出書の提出

□ 土地の位置図 □ 土地の登記事項証明書

受付窓口

産業振興課（市役所4階14番窓口） TEL 0561-32-8015

期限

土地の所有者となった日から90日以内に

ご遺族メモ

相続登記は法律で 義務化 されています

この家は誰のものになるのか
登録してください！

＼ どういうこと？ /



この法律により、相続で所有権を取得したことを知った日から3年以内に土地や建物の相続登記が義務づけられました。
正当な理由なく手続きをしない場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。
さらに、これまでに相続登記をしていない過去の相続も対象となるため、専門家への相談をお早めにご検討ください。

相続登記・相続放棄など

相続手続きのことなら

地域
密着

初回相談
無料

みよし市内
出張
無料

石川司法書士・ 行政書士事務所へ ご相談を！



日進市、みよし市、東郷町周辺は
お任せください！

当事務所では皆様の相続に関する手続きをサポートいたします。
事務所までのご来訪は不要です。お電話一本でご自宅まで伺います。

052-846-3207

事前のご予約で、土日祝日・夜間も対応いたします

相続手続き

不動産登記

商業登記

遺言

財産管理

石川司法書士・行政書士事務所

ホームページはこちらから

〒470-0124 日進市浅田町上ノ山1-11 グランレイム赤池1402

E-mail kinichi_ishikawa@xqd.biglobe.ne.jp HP <https://ishikawa-jimusyo.jp/>



石川司法書士・行政書士事務所 司法書士・行政書士 石川 欽一



市役所以外での主な手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封・相続の放棄など		☐	名古屋家庭裁判所 岡崎支部 愛知県岡崎市明大寺町奈良井3番地 TEL 0564-51-8972
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル TEL 0120-151515 有料ダイヤル TEL 050-3786-5003
	上水道	水道の閉栓・名義変更、振替口座の変更		☐	愛知中部水道企業団 愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷212番地 TEL 0561-37-0141
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている各会社及び営業所
	運転免許証	返納		☐	豊田警察署 豊田市錦町1丁目59番地1 TEL 0565-35-0110
	パスポート	返納		☐	愛知県 西三河県民事務所 豊田加茂旅券コーナー 豊田市若宮町1丁目57番地1 (A館T-FACE7階) TEL 0565-34-2110
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社 (ひまわりネットワーク TEL 0120-210-114)
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	名古屋法務局 豊田支局 豊田市常盤町1丁目105番地3 (豊田合同庁舎) TEL 0565-32-0006
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	豊田税務署 豊田市常盤町1丁目105番地3 (豊田合同庁舎) TEL 0565-35-7777
	県税関係	自動車税種別割など		☐	愛知県豊田加茂県税事務所 豊田市元城町4丁目45番地 TEL 0565-31-3383(代表) TEL 0565-32-7483(自動車税直通)
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	普通自動車	廃車または名義変更		☐	管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所
	軽自動車(四輪)	廃車または名義変更		☐	軽自動車検査協会 豊田市若林西町西葉山48番地2 TEL 050-3816-1772
	・二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下) ・二輪の小型自動車 (250cc超)	廃車または名義変更		☐	愛知県運輸支局 豊田市若林西町西葉山46番地 TEL 050-5540-2047

相続 贈与



相続税 贈与税 法人税 所得税

相続無料相談

土曜・祝日 実施中！

村山税理士事務所が解決のお手伝いをします！

相続、贈与に関する疑問や懸念がある方は、ぜひお気軽にご参加ください。信頼性とプライバシーを最優先に考え、解決策を見つけるお手伝いをさせていただきます。お気軽にお立ち寄りください。

完全
予約制

お電話・WEBよりお気軽にお申込みください



0565-35-6311

<http://murayama-kaikei.com>

LINEID:@429ycrrj

Instagram:murayamakaikei

村山税理士事務所

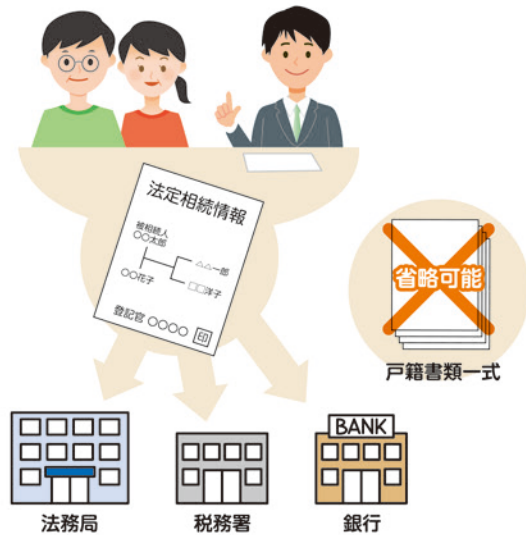
住所 豊田市西町1丁目200番地参合館2階
TEL 0565-35-6311

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、
死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- ☐ 被相続人の戸籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。
法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

ご遺族メモ

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❗ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❗ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❗ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならなかったこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※原則として、委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)

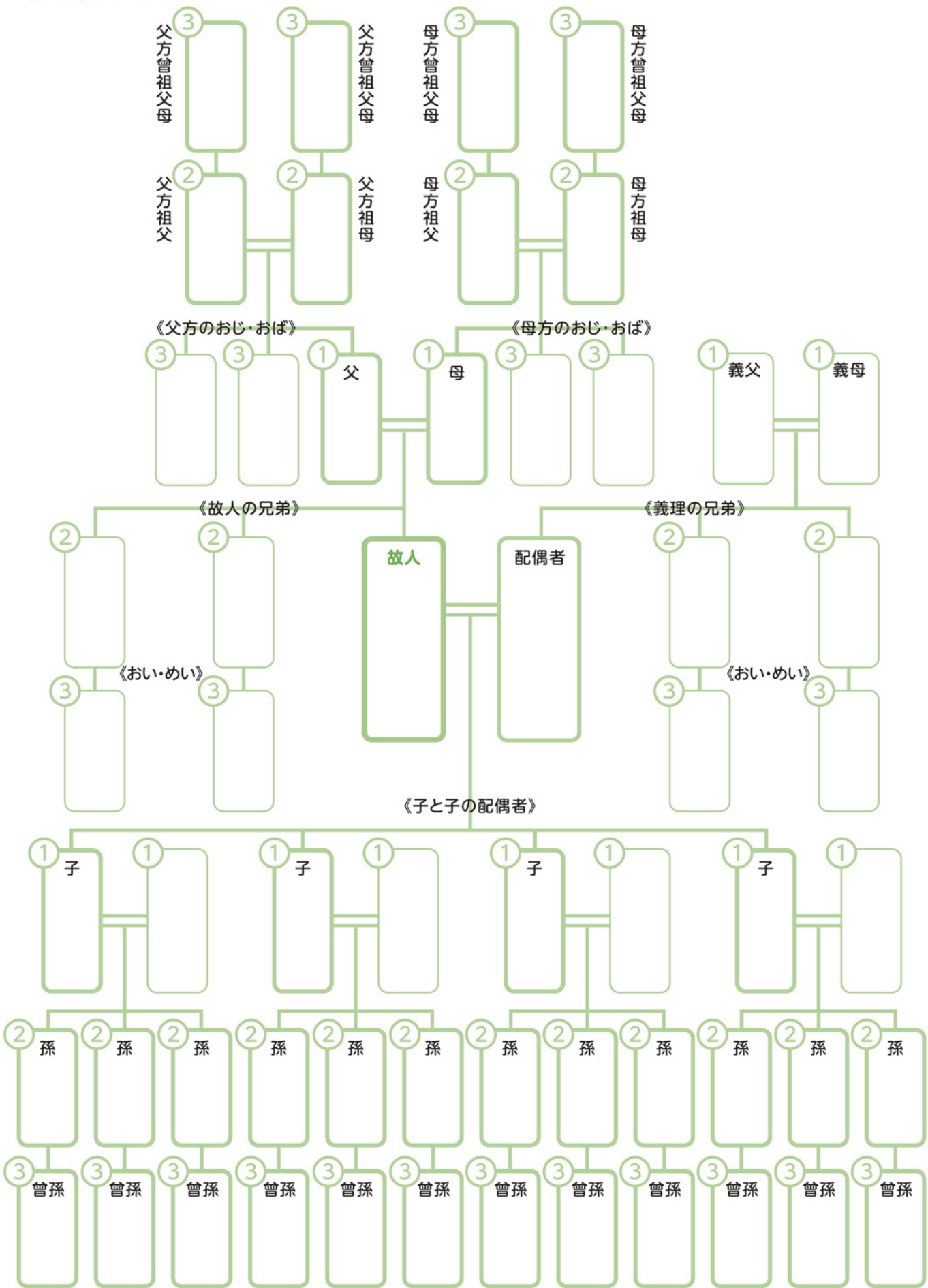


法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>)を加工して作成

ご遺族メモ

家系図

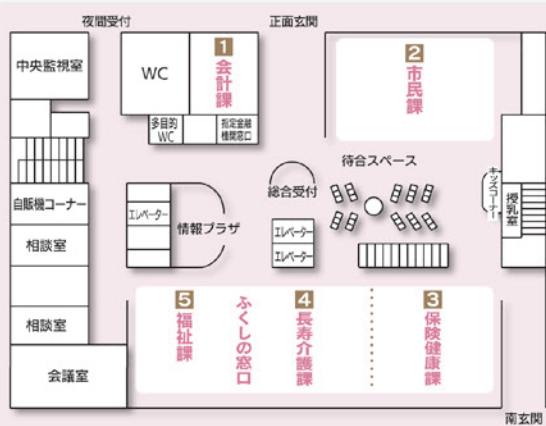
※数字は親等数



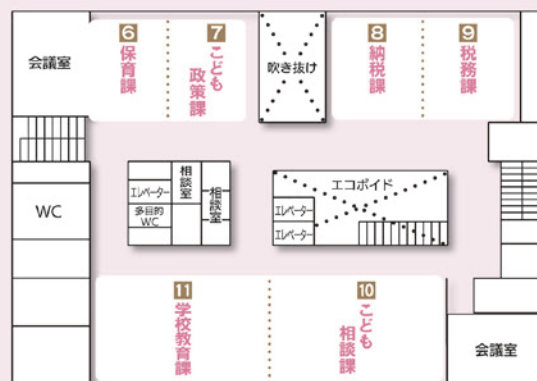
ご遺族メモ

市役所フロアマップ

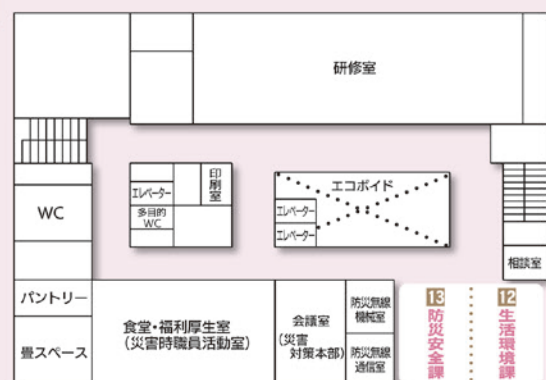
1階



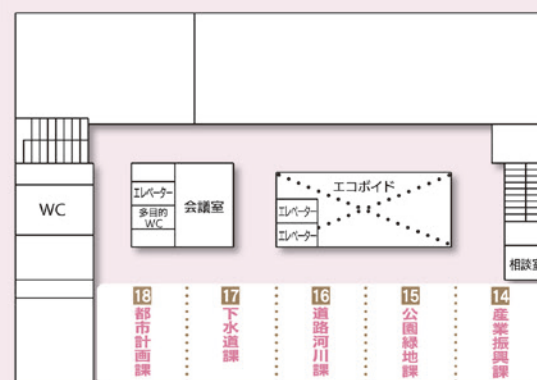
2階



3階



4階



みよし市役所 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地

【開庁時間】午前9時00分から午後5時00分まで

(土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く)

【電 話】0561-32-2111(代表)

【ファックス】0561-32-2165

初回無料相談

遺産分割協議から申告まで

相続のお悩みを ワンストップで解決

愛知相続サポートセンター



書類が多くて難しい

間違いがあったら不安

誰に何を相談すればいいか、わからない

ご家族を亡くされた直後は、心の整理がつかないまま、様々な手続きを求められることになります。



私たちは、ご遺族様の負担を
軽くするための相談窓口です。

当事務所では税理士・行政書士が在籍しているため、
ワンストップで相続のお悩みを解決へ導きます。

相続のご負担を軽くするための、私たちの取り組み

相続名義変更のご相談を専任担当が一貫して対応

専門用語を使わない、丁寧でわかりやすい説明

手続きの整理・代行による時間とストレスの軽減

相続財産を整理した「財産明細書」の作成が可能

相続のお悩みは当社が一括して対応します ※必要に応じて、提携の司法書士への紹介もいたします

葬儀後の手続き代行

財産明細書の作成 / 遺産分割協議書の作成 / 税務署への対応

相続財産を確定し財産明細書にまとめる

相続人の確定 / 相続財産の確定と評価 / 分割協議書の作成 / 税務に関する相談

まずはお気軽に
お問い合わせください

0561-75-6634



愛知相続サポートセンター

運営：柴田尚之税理士・行政書士事務所

〒470-0113 愛知県日進市栄2-1306ノースステージ2F

営業時間 平日8:30~17:00



代表：柴田 尚之

名古屋税理士会所属

愛知県行政書士会所属



急に!

相 続

が発生し、
お困りではないですか？



財産が何処にあるのか
わからないわ

葬儀費用を引き出しても
いいのかしら？

そういえば株を
持っていたような...

**相続手続きにはまだまだ
たくさんことがあります**

- 預貯金の解約手続き(金融機関)
- 不動産の名義変更(法務局)
- 株式の名義変更(証券会社)
- 車両の名義変更・処分(陸運局)
- 相続税の申告(税務署)
- 相続放棄(家庭裁判所) など

**無料
相談**

実施中!



必要な手続きや流れの
ご案内無料!

サポート料金の
お見積り無料!

愛知県内
出張無料!

3つのあんしんで

みなさまのお困りごとに丁寧に対応いたします

窓口1つで
お手伝い

各専門家との連携により
ワンストップサービスを実現
窓口が1つだからあんしん

土日祝日夜間
にも対応

平日の昼間にお時間が取れない方でも **あんしん**して
ご相談頂きます

**料金を
明示します**

不明瞭な請求項目やよくわからない手数料など一切ないのであんしん



土日祝日
夜間も対応

みよし市
豊田市

豐明市
日進市

を中心とした

愛知県中央エリアにお住まいの方は、お気軽にご相談ください。

相続の花笑み

は な え

營業時間

9:00~20:00
土日祝日も営業中

行政書士法人花笑み

お問い合わせ・ご予約はお電話で



0120-547-053



相続について
詳しく知りたい方は

花笑み(はなえみ) 相續

檢 索

